

宿泊税の制度に係る御意見と県の考え方

宿泊税について、令和6年12月20日から令和7年1月20日にかけて県民意見公募を行ったところ、10者（個人又は団体）から25件の御意見をいただきました。寄せられた御意見とそれに対する県の考え方については、次の表のとおりです。

なお、いただいた御意見につきましては、趣旨を損なわない程度に、個人又は団体が認識される情報を除いて記載しておりますので、ご了承ください。

御意見をお寄せいただきました方々のご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

No	御意見	県の考え方	
1	①	<p>1 県と市町村合わせて2%であれば賛成ですが、上限を設ける必要が分からない。今後、富裕層の観光客が増えるのであれば、しっかり徴収した方が公平だと思ふ。</p>	<p>1 宿泊税の税率につきましては、税の伸張性の観点から定率制とすることとし、財政需要額を踏まえて2%としております。</p> <p>また、宿泊税は地方税法で定める法定外目的税として導入を予定しておりますが、目的税は、特定の行政需要に対応するための財源確保を目的とするものであり、納税義務者である宿泊者が行政サービスから受ける利益に応じて負担を求めらるものとなりますので、受益と税負担の関係を考慮する必要があります。そのため、高額な宿泊料金を支払う宿泊者の税負担が過重とならないものとするために上限額を設けております。</p>
	②	<p>2 沖縄という観光大国であれば沖縄県に納税する県民も免除しても十分ではないかと思ふ。</p>	<p>2 租税の基本原則に「公平の原則」があり、同じ税負担能力がある者は同じように課税しなければならないとされています。課税免除は税負担の公平性と課税しないことによる社会一般の利益を比較検討し、税の公平性の観点を上回る公益上の事由がある場合に行うことができますが、現段階では、沖縄県民を課税免除とすることについて、税の公平性の観点を上回る、県民の免除による公益上の事由を整理することは難しいと考えております。</p> <p>宿泊税制度のあり方につきましては、導入後短期間（3年程度）で検討を行うことを考えており、課税免除についても併せて検討することとなります。</p>
2	①	<p>入域税との比較検討の必要性。宿泊税の問題として、適切に税を徴収しない、預り金を納入しない宿泊業者が出てくる危険性がある。脱税行為など、犯罪者を生み出してしまふ恐れのある制度設計は好ましくなく、またそのチェックにも多大なコストがかかる。入域税であれば航空会社への報償金交付のコスト負担だけで済み、県内すべての宿泊施設での事務負担も軽減される。航空会社にとっても一度予約システムを改修するだけで、その後は利益につながる。また県民であれば購入者の住所がわかるため、購入時に課税免除にすることもシステムの的に可能だろう。</p>	<p>観光目的税につきましては、平成21年度から平成25年度にかけて、租税法や地方財政、観光、環境に関する専門家に加え、関係業界の意見聴取などによる検討を行った結果、税目としては宿泊税が適当であるとの意見がとりまとめられました。</p> <p>また、平成30年度に、有識者及び観光関連団体等で構成する「観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会」においても検討を行った結果、沖縄県として導入すべき税目として宿泊税が適当との提言を受けております。</p> <p>宿泊税の導入に当たっては、特別徴収義務者となる宿泊事業者への説明会を丁寧に行うほか、事務負担軽減の方策も検討するなど、円滑な導入に向けて手続を進めてまいります。</p>

	<p>② 使途に関して。台風による欠航時の宿泊支援・サポートを盛り込んでどうか。基金を積み立てておき、台風時に宿泊・食費の補助クーポンを配布するなど。ピンチの時こそ、沖縄観光のイメージを高める好機である。本当に困っている時に手厚いサポートがあれば、宿泊税の支払いに納得が得られるとともに、沖縄観光のブランド向上にもつながる。</p>	<p>宿泊税（観光目的税）の使途項目の一つとして、「安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）」をあげております。ご意見のありました台風等の災害時の取組についても検討してまいります。</p>
2	<p>③ 使途に関して。税収の何割かは（インパクトを考えれば2～3割程度）、県民に直接還元してどうか。地域で利用可能な商品券の配布、貧困家庭の支援、給食費補助（県内食材の調達補助金）など。地域に元気がなければ観光地の魅力は下がる。貧困問題の解決など、社会貢献に税が使われていることが示されれば、納税者も納得でき、沖縄のゆいまーの精神を伝えることで、沖縄の良さを再認識してもらえる好機となる。また、観光のメリットを感じていない県民にとって（観光公害の問題）、観光産業の重要性やありがたさを認識する機会となる。</p>	<p>宿泊税（観光目的税）は法定外目的税として導入することとされております。目的税は、特定の事業の目的のために、その事業の実施により特に利益を受ける者に対して課される税となっています。このため、沖縄観光の質の向上等により、納税者に利益が還元される取組へ税を充当することを想定しております。</p> <p>宿泊税（観光目的税）の使途項目の一つとして、「地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進」をあげております。また、観光目的税検討委員会からの意見書では、「沖縄における観光の重要性について県民の理解を促進する事業の実施を検討すること」が求められております。ご意見のありました観光に対する県民の理解を促進する取組についても検討してまいります。</p>
	<p>④ 税以外にも、チップなど、観光客が自主的にお金を払いたくなる仕組みの導入・普及も検討してはどうか。観光従事者の所得向上につながる。たとえば、「ゆいまーチップ」などの名称でダウンロード可能なポスターとチップの集計用紙を作成する。飲食店や宿泊業者はピンなどにそれを貼り付け、レジ横などに置く。その際、経営者がタッチすると店の売上となる恐れがあるため、従業員のみで集計に記入し分配し、確定申告の際に所得として申告する。経営者による賞上げが難しくても、従業員の所得向上、労働意欲向上につながる。また、分配を毎日または週1回行うことができれば、小額なのですぐに消費に回る可能性が高い。県内で循環し、経済活性へつながる。</p>	<p>宿泊税（観光目的税）の使途項目の一つとして、「県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化」をあげております。この中で、観光人材確保の取組も実施することを想定しております。</p> <p>宿泊税（観光目的税）を充当して実施する事業の詳細は「沖縄観光振興戦略会議」（仮称）で検討することとしております。</p>
3	<p>【宿泊税の使途について】 道路や歩道の景観、公園・海岸、その他公共施設の景観向上に、使ってほしいと考えます。 沖縄県内の道路等の現状は草が繁茂して、見苦しい状況が多く散見されています。沖縄特有の温暖な気候の影響で、雑草の伸びるスピードが速く、歩道も含めて、除草作業の回数を増やし、景観向上に努めてほしい。特に観光客の多い観光地エリア（空港やモノレール駅、首里城公園や美ら海水族館、観光ビーチ等）周辺には、予算を投下し、景観向上を図ってほしい。 また作業については、その道路や公園、海岸、その他公共施設の近隣に所在する『就労継続支援事業B型等』の施設にも委託し、障がい者の地域社会への貢献に繋げてほしい。同時に作業に従事する施設職員や利用者の健康や安全を考慮して、除草剤等の薬剤は控えて、刈払機を用いて、草を刈り、その景観向上を実現してほしいです。</p>	<p>宿泊税（観光目的税）の使途項目の一つとして、「観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり」をあげております。ご意見のありました観光地における道路植栽の管理に係る取組についても検討してまいります。</p> <p>宿泊税（観光目的税）を充当して実施する事業の詳細は観光関連団体、有識者等で構成する「沖縄観光振興戦略会議」（仮称）で検討することとしております。</p>

<p>4</p>	<p>宿泊税導入につきまして、賛同いたします。</p> <p><宿泊税の使途の考え方について></p> <p>②県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化 観光客が快適な観光を満喫できる二次交通対策の充実など受入環境の整備及び利便性・満足度の向上に資する取組</p> <p>○観光2次交通利用促進 ○宿泊施設等の受入れ環境整備 ○観光人材確保支援（多言語化、キャシュ化等） など とある中で、ウェディング事業者として、公共交通について意見をさせていただきます。</p> <p>高付加価値、10~20名グループのリゾートウェディングにおいて、都市部の20代（結婚する比率が高い世代）は免許なしorペーパードライバー、車所有無しが多数を占め、そのような人々は、概して車の運転が必要な沖縄を、結婚式やハネムーンの渡航先候補から外し「選ばれない沖縄」になってしまいます。インバウンド客も同様です。</p> <p>特に読谷村は、空港から読谷バスターミナルに着いても、その先の地域公共交通が無く、村内に多くの観光先があるにもかかわらず、車（レンタカー）の移動に頼らざるを得ません。 自動運転レベル5には、まだまだ時間が掛かります。</p> <p>空港から各市町村までの二次交通の管轄は県、そこから先の三次交通（地域公共交通）は市町村管轄という線引きがあるように見受けられますが、今回の税の使途では一体となって課題解決に取り組んでいただきたく存じます。</p> <p>また、地域内公共交通を利用して、地域内のサービスを地域住民が消費することで、観光客との出会いが生まれ、コミュニケーションの幅が広がり、リピーターに繋がっていくことと存じます。</p> <p>尚、添付【〇〇バス観光促進協議会20240903】は読谷村関係者との面談時に使用した資料です。参考情報としてご覧ください。 レンタカーで自由に移動できる観光は今後も需要があります。 一方で、都市部人口集中が進んでいることから、若い世代の運転免許保有率が劇的に向上することは、考えにくいと史料されます。 市町村による観光向けバス路線の経費については、自主財源捻出が難しいと聞き及んでおります。 バス事業者も地域内路線は、赤字路線としてしか描けない状況もあろうかと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の点と点を結ぶハブ&スポーク路線開通 ・EVバスなどの車両配置 ・バスターミナルで乗り継ぎの待ち時間を楽しめるための対策 ・運転手の担い手不足対策 <p>などを整備することで、持続的な観光が実現されるのではないのでしょうか。 定時路線バスに縛られずオンデマンドサービスも一つの方法かと存じます。 ご検討を宜しくお願い申し上げます。</p>	<p>宿泊税（観光目的税）の使途項目の一つとして、「県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化」をあげており、観光2次交通対策の実施も想定しております。また、ご意見のありました2次交通等の確保に係る取組については、県と市町村の役割分担を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>宿泊税（観光目的税）を充当して実施する事業の詳細は観光関連団体、有識者等で構成する「沖縄観光振興戦略会議」（仮称）で検討することとしております。</p>
----------	---	--

5	<p>沖縄本島がその豊富なインフラを盾に離島住民に負荷をかける増税となっています。</p> <p>これは沖縄本島と離島の分断に繋がる恐れがあると考えます。</p> <p>沖縄には離島も多く、仕事の都合で沖縄本島に出張に行く必要が生じることも多くあります。</p> <p>本島内であれば日帰りの選択肢もあり得ると思いますが、離島では日帰りが出来ない所も少なくありません。</p> <p>そのため出張の際は宿泊施設の利用が必須になる離島の負担が大きくなります。</p> <p>また、離島には診療所はあっても専門的な医療については沖縄本島に出向く必要が少なくありません。</p> <p>そのため、沖縄本島の医療機関を利用する離島住民にとっても負担が大きくなります。</p> <p>さらに食料や衣類についても離島では小さな商店しかない所も多く、通販もあるとはいえ体に合わせるものや生鮮食材などは沖縄本島で購入する必要があります。</p> <p>そのため、物資の調達に沖縄本島に訪れる離島住民にとっても負担が大きくなります。</p> <p>県外からの観光客であればコストが高いのであれば別の場所に観光すればいいのですが、離島住民にとっては避けられないコストを一方向的に増大させ敵意を沖縄本島に向けかねない増税となっています。</p>	<p>租税の基本原則に「公平の原則」があり、同じ税負担能力がある者は同じように課税しなければならないとされています。離島在住の宿泊者であってもその他の地域在住の宿泊者であっても、同じ宿泊という行為を行うのであれば公平に課税することが求められます。そのため、離島住民が本島に宿泊する場合であっても、公平性の観点から、その他の宿泊者と同様に税のご負担をお願いしております。</p> <p>前述のように税の公平性の観点から離島住民にもご負担をお願いするものでありますが、離島住民については税を活用した使途事業などにより配慮することとしております。</p>
6	<p>「宿泊税の使途の考え方」という資料では、</p> <p>⑤地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進と記載されていますが、国内外からの観光旅行の促進は、観光誘致プロモーションを指すという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>宿泊税の使途としては、受入体制整備やオーバーツーリズム対策をメインにすることは、当然と考えますが、観光誘致プロモーションや航空路線誘致なども、対象とした方が良く考えます。</p> <p>理由としては、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者であるホテルは、誘客ニーズがあること ・宿泊税は、毎年度、多額の予算を執行する必要がある事も考慮すると、観光誘致プロモーションまで使途を広げた方が、効率的な予算執行が可能 ・誘致プロモーション予算は、一括交付金を主な財源としており、毎年目減りしている状況下にある。国内、海外、MICEを今後も安定的・継続的に誘致していくためには、宿泊税を財源とした方がよいこと ・国や他県の導入事例でも、受入体制整備から誘致プロモーションまで対象している例が多く、目的税の趣旨に沿っていること <p>国や他県の事例 国 国際観光旅客税 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d12.htm 主な使途 ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備 ⇒受入体制整備 ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化 ⇒誘致プロモーション ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在による満足度向上 ⇒文化等コンテンツ開発</p> <p>なお、観光庁予算の旅客税財源が占める割合は、83%となっています。 https://x.gd/pmvPK</p>	<p>宿泊税（観光目的税）は法定外目的税として導入することとされており、目的税は、特定の事業の目的のために、その事業の実施により特に利益を受ける者に対して課される税となっています。このため、沖縄観光の質の向上等により、納税者に利益が還元される取組へ税を充当することを想定しております。</p> <p>宿泊税（観光目的税）は、6つの使途項目に沿った新規又は拡充する取組に充当することとしております。宿泊税（観光目的税）を充当して実施する事業の詳細は観光関連団体、有識者等で構成する「沖縄観光振興戦略会議」（仮称）で検討することとしております。</p> <p>（税の使途）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全） (2) 県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化 (3) 観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり (4) 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 (5) 地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進 (6) 市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）

7	①	1. 宿泊税の制度設計における基本的な考え方 沖縄県として宿泊税を新設するならば、徴収した宿泊税の使用については外部(幅広い年代)組織で議論する必要がある。	宿泊税(観光目的税)を充当して実施する事業の詳細は観光関連団体、有識者等で構成する「沖縄観光振興戦略会議」(仮称)で検討することとしております。
	②	4. 制度設計に関する留意事項 課税免除 選ばれる観光地の実現には地元住民の協力も必要不可欠であり、地元住民も恩恵を受ける必要がある。観光客のみが恩恵を受けるのではなく、地元住民も恩恵が受けられる(住んでよし・訪れてよし)の実現に向けて取り組んでもらいたい。(小中高のスポーツ遠征など負担軽減策など)	課税免除は、税負担の公平性と課税しないことによる社会一般の利益とを比較検討し、「公益上の事由」がある場合に行うことができることとなっておりますが、現段階では税の公平性の観点を上回る、県民(離島住民)の課税免除による「公益上の事由」を整理することは難しいことから、修学旅行及びその引率者を課税免除としているところです。 離島住民を課税対象とすることについては、離島市町村の意向を踏まえ、税を活用した使途事業などにより配慮することを検討してまいります。
	③	体制 広域DMO(沖縄観光コンベンションビューロー)が一定の役割を担い、地域の観光関係団体の要望・支援出来る体制を構築すべきと考える。	宿泊税(観光目的税)を充当して実施する事業の詳細は観光関連団体、有識者等で構成する「沖縄観光振興戦略会議」(仮称)で検討することとしております。広域連携DMOである沖縄観光コンベンションビューローが一定の役割を担うことを想定しています。
8	①	1. 宿泊税の配分率について (1) 移動手段に制限のある離島への配慮 県と市町村単位での基準で配分比率を検討されているようですが、市町村間移動を鉄道・車両・徒歩で可能な沖縄本島内の市町村と航空機に頼らざるを得ない離島市町村を一律で議論されるのではなく、隣接市町村との相乗効果が得にくい離島特有の事情を配慮した配分率としてほしい。	1. 宿泊税の配分率について (1) 移動手段に制限のある離島への配慮 観光目的税検討委員会からの意見書では、県と市町村の税配分は、「県1、市町村1とすること。また、独自に観光目的税を導入する市町村は、現時点で、観光施設及び観光客の往来が多く、その対策を行う必要性が高い。そのため、必要な財源を確保することを目的として、今般、同税導入に取組んでいること等を考慮し、県2、市町村3とすること」とされております。 ただし、同意見書では、税の制度について、導入後、3年程度で見直しを検討することとされており、今後、県と市町村の財政需要額の実績を踏まえ必要に応じて、県と市町村の適切な税の配分について検討してまいります。
	②	2. 宿泊税の使途について (1) 安全・安心で快適な観光の実現：県道の維持管理 (ア) 通年で歩くことが可能な歩道の確保(雑草除去) (イ) 消えて見えない一時停止線・中央線の補修 (ウ) カーブミラーの設置 (エ) T字路等でサトウキビの成長により見通しの悪い箇所の改善 (オ) 横断歩道等への夜間照明設置 (カ) 空港から市内へつながる沿道に花と管理された植栽で演出	2. 宿泊税の使途について (1) 安全・安心で快適な観光の実現：県道の維持管理 宿泊税(観光目的税)の使途項目として、「安全・安心で快適な観光の実現(観光危機管理、海の安全)」及び「観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり」をあげております。ご意見のありました観光地の県道の植栽管理などの取組についても検討してまいります。
	③	(2) 県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化 (ア) 観光2次交通利用促進 ① 国際線玄関口の下地島空港と市街地バスターミナル間の移動手段の充実と補助 ② 脱素通り観光を目的に、下地島空港の周辺である伊良部島・下地島観光地を直接結ぶ移動手段の充実と補助 (イ) 観光人材確保支援 国際線発地の言語を話せる観光ガイド(バスガイド含む)人材を育成し、島民と外国人の交流促進による平和推進に寄与 (ウ) 離島空港支援 ① 保安警備人材確保のための所得向上補助 ② グランドハンドリング人材確保のための所得向上補助	(2) 県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化 宿泊税(観光目的税)の使途項目の一つとして、「県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化」をあげております。ご意見のありました観光2次交通利用促進、観光人材確保などの取組についても、県、市町村等の役割分担等を踏まえ、検討してまいります。

④	<p>(3) 観光地における環境及び良好な景観の保全 (ア) 景観保全状況パトロールの実施 不法投棄・無許可営業・自然破壊・無許可工作物の監視強化と秩序醸成 不法投棄ゴミを撤去 伊良部佐和田 適正処理を呼び掛け - 宮古新報 人気ビーチに小屋建て無許可営業 「入場料」の看板に観光客から苦情相次ぐ 市が行政指導も、業者「私にも生活ある」と応じず 沖縄・宮古島市 - 琉球新報デジタル 海浜の自然破壊に警鐘 佐和田の浜 無許可で伐採・岩石破碎 発電機持参で電動ノコ使用 - 宮古新報 佐良浜漁港未許可建築 未承認で工事強行 前組合長が印鑑不正使用 - 宮古新報 (イ) 海岸漂着ごみ対策支援 ① 宮古諸島東海岸エリアに漂着するゴミの除去及び漂着する前に回収可能な仕組み作りの開発とその活動継続への補助</p>	<p>(3) 観光地における環境及び良好な景観の保全 宿泊税(観光目的税)の使途項目の一つとして、「観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり」をあげております。ご意見のありました観光地における景観保全の取組についても、県、市町村等の役割分担等を踏まえ、検討してまいります。</p>
⑤	<p>(4) 観光の振興に通じる文化芸術の承継 (ア) 御嶽施設の保護とその承継者の育成支援 (イ) 沖縄料理・泡盛の世界への発信 ① 沖縄家庭料理の深化と宮廷料理の承継支援 ② 泡盛文化の承継支援 (ウ) 沖縄農産品強化と県内二次加工化 ① マンゴー・メロン他高価格帯農産品生産拠点化 ② 芋焼酎・ラム酒等二次加工品生産拠点化 (エ) 沖縄戦の語り部育成と承継 ① 地上戦が行われた貴重な体験の承継支援と本土学生の修学旅行先としての価値向上策への支援</p>	<p>(4) 観光の振興に通じる文化芸術の承継 宿泊税(観光目的税)の使途項目の一つとして、「観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興」をあげております。ご意見のありました文化芸術の継承に係る取組についても、県、市町村等の役割分担等を踏まえ、検討してまいります。</p>
⑥	<p>⑥ 税収の使途の優先順位については、市民や観光事業者の意見を踏まえた計画として欲しい。 市内の「県道」等の県有施設の改良等は、市への割振り分(1.2%)ではなく、県の税収分(0.8%)を充当することとして欲しい。 使途の内容については、宿泊税以前にも予算計上されている内容と史料。従来予算と比して、宿泊税の導入でどこまで取組みを充実させることができたのかフィードバックをお願いしたい。(例えば、沿道の雑草除去作業が現状の年1回から年3回に増やすことができた等。これがないと納税者への説明が難しいと史料。)</p>	<p>宿泊税(観光目的税)を充当して実施する事業の詳細は観光関連団体、有識者等で構成する「沖縄観光振興戦略会議」(仮称)で検討することとしております。 また、税活用事業は、「沖縄観光振興戦略会議」(仮称)にて評価検証することを想定しております。結果については、県のHPで公表することを検討してまいります。</p>
⑦	<p>⑦ ○「宿泊税」が「観光地として発展していくこと」を目的とするならば、「観光客」は必ず空路もしくは海路を利用する観点から、その入口たる空港およびクルーズ船ターミナルの機能充実・環境改善にこそ利用されるべき。 ・ターミナル機能強化(多言語化をはじめとするサインの充実等) ・空港関連事業所の就業環境改善(人材確保、流出阻止) ・空港に至る交通環境改善(道路の保全、植栽環境改善(含:除草頻度増)、二次交通強化等) ・県内の鉄道が本島の「ゆいレール」のみである事実に向き合う対策 (「公共交通機関をご利用ください」が通用しない(沖縄県以外では鉄道利用を促すこと可能・二次交通機能強化は限定的)状況においては、駐車場機能強化(台数増)が唯一の得策)</p>	<p>宿泊税(観光目的税)の使途項目の一つとして、「県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化」をあげております。ご意見のありました2次交通対策、観光地における植栽管理等について、県、市町村等の役割分担等を踏まえ、検討してまいります。</p>

8	<p>⑧ ○税収規模が70億円規模と限定的であることから、総花的ではなく「使途限定」の考え方が求められる。(文化芸術の継承やスポーツ振興は除かれるべき) ・キーワードの一つに「快適」な観光が挙げられているところ、トイレ機能の強化・改善は重要かつ急務。 (例：宮古島内の随一の観光地「東平安名崎」のトイレは劣悪) 県内主要観光地のトイレ環境の調査・評価を実施後、必要施策の立案、実施等に使途限定する等。</p>	<p>宿泊税（観光目的税）の使途項目の一つとして、「県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化」をあげております。ご意見のありました観光地における公共トイレの改善に係る取組について、県、市町村等の役割分担等を踏まえ、検討してまいります。</p>
9	<p>制度設計、想定される税収の使途について ① 衛生的環境の整備・充実（公衆トイレ等） ② 高速道路、国・県・市町村道の案内看板の充実、多言語による案内等（現在、文字が剥がれ見えない、危ない状況） ③ 世界に勝るとも劣らない観光地を目指すには人材育成、特に言葉遣いが大切です。多言語教育が早急に必要かと思えます。 ④ 路線バス利用者が増えてくることが予想されますので、県内全域のバス停の安全整備（時刻表・雨除け・照明等） ⑤ 歩道の整備、歩きたくなる道、花のある道、雑草や雑木のない道、花は植付け勝負ではなく咲かせ勝負にしましょう。</p>	<p>宿泊税（観光目的税）は、6つの使途項目に沿った新規又は拡充する取組に充当することとしております。ご意見のありました各取組については、既存財源の活用、国、県、市町村の役割分担等を踏まえ、検討してまいります。 宿泊税（観光目的税）を充当して実施する事業の詳細は観光関連団体、有識者等で構成する「沖繩観光振興戦略会議」（仮称）で検討することとしております。</p> <p>（税の使途） (1) 安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全） (2) 県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化 (3) 観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり (4) 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 (5) 地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進 (6) 市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）</p>

	<p>世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的に導入する宿泊税についての取り組みに対し、心から敬意を表します。</p> <p>1 観光宿泊税税率について、税率導入2%のただし書き条項で税額2,000円上限を撤廃していただきたい。</p> <p>① 北海道倶知安町は上限を設けていない。</p> <p>② 京都市宿泊税の上限一泊1万円に引き上げる。</p> <p>③ 税の公平性を踏まえて、宿泊者が受けているのは行政サービスだけではなく、沖縄県の社会共通資本の利用もあり宿泊者の過重な負担にはならない。</p>	<p>1 宿泊税の税率につきましては、税の伸張性の観点から定率制とすることとし、財政需要額を踏まえて2%としております。</p> <p>宿泊税は地方税法で定める法定外目的税として導入を予定しておりますが、目的税は、特定の行政需要に対応するための財源確保を目的とするものであり、納税義務者である宿泊者が行政サービスから受ける利益に応じて負担を求めるとなりますので、受益と税負担の関係を考慮する必要があります。そのため、高額な宿泊料金を支払う宿泊者の税負担が過重とならないものとするために上限額を設けております。</p> <p>宿泊税制度のあり方につきましては、導入後短期間（3年程度）で検討を行うことを考えており、税率設定についても合わせて検討することとなります。</p>
10	<p>2 宿泊施設を誘致し、税を導入する市町村に対する税率を定率0.8%以下にしてください。</p> <p>① 宿泊施設を誘致している市町村は、すでに恩恵があること。</p> <p>② 他の市町村との公平性を踏まえて。</p> <p>③ スケール感、スピード感のある広域的重点観光政策実現のため、県の財源確保の観点から</p>	<p>2 観光目的税検討委員会からの意見書では、県と市町村の税配分は、「県1、市町村1とすること。また、独自に観光目的税を導入する市町村は、現時点で、観光施設及び観光客の往来が多く、その対策を行う必要性が高い。そのため、必要な財源を確保することを目的として、今般、同税導入に取り組んでいること等を考慮し、県2、市町村3とすること」とされております。</p> <p>ただし、同意見書では、税の制度について、導入後、3年程度で見直しを検討することとされており、今後、県と市町村の財政需要額の実績を踏まえ必要に応じて、県と市町村の適切な税の配分について検討してまいります。</p> <p>宿泊税（観光目的税）を充当して実施する事業の詳細は観光関連団体、有識者等で構成する「沖縄観光振興戦略会議」（仮称）で検討することとしております。</p>
	<p>3 宿泊税の使途について、環境、地域社会の側面を重視し県民に理解される持続可能な沖縄らしさを形成する取り組みに活用していただきたい。</p> <p>① 自然環境を保全する市町村への重点配分</p> <p>② 離島観光への重点配分</p> <p>③ 沖縄らしい景観形成への重点配分</p>	<p>3 宿泊税（観光目的税）の使途項目として、「観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり」、「地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進」をあげております。ご意見のありました環境、地域社会の側面を重視し県民に理解される持続可能な沖縄らしさを形成する取組についても検討してまいります。</p>